

資料編

目 次

1	福岡市地域防災計画（令和元年6月）	．．．．．	P 1
2	福岡市業務継続計画【震災対策編】（平成28年4月）	．．．．．	P 12
3	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 （令和元年5月27日中央防災会議幹事会）	．．．．．	P 14
4	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き （平成28年2月内閣府（防災担当））	．．．．．	P 17
5	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 （平成25年5月内閣府男女共同参画局）	．．．．．	P 18
6	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン （平成28年4月 内閣府（防災担当））	．．．．．	P 19
7	福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）	．．．．．	P 20

1 福岡市地域防災計画（抜粋）

第1章 総 則

第2節 防災の基本理念及び施策の方向性

4 災害応急対策

(1) 基本的な考え方

① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の方向性

①～②（略）

③ 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

④ 以下（略）

第3節 市民及び事業者等の責務

1 市民の責務

市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

2 事業者の責務

事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での消火・水防活動や避難等に関する訓練等を行っておくなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。また、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備に努めるものとする。

第4節 災害の想定 ※一部のみ抜粋

地震の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年

3月)」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果を基礎とする。

第1 地震の想定

1～3（略）

4 想定地震による被害等の概要

(1) 被害想定

被害想定については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）結果に基づき、福岡市に最も影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）、市域に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、西山断層、水縄断層の4つの想定地震モデルについて、活断層が活動した場合の被害を想定する。

なお、県の調査によって被害想定が出された主要な4断層を抜粋しており、下記の被害想定結果一覧は、福岡市の被害想定を抜粋している。

想定項目		震源断層		現況表	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 南東部 (中央下部)	警固断層 南東部 (中央下部)	水縄断層 (北東下部)
		木造	非木造					
建物被害 (棟)	全壊(大破)	木造		168,436	0	655	3,926	122
		非木造		85,967	0	127	597	15
		計		254,403	0	782	4,523	137
	半壊(中破)	木造		168,436	0	1,173	2,559	440
		非木造		85,967	2	303	915	53
		計		254,403	2	1,476	3,474	493
ライフ ライン 等被害	上水道(箇所)				0	259	1,024	13
	下水道(箇所)				0	49	569	0
	都市ガス管(箇所)				0	15	158	0
	配電柱(本)				0	12	54	1
	電話柱(本)				0	13	66	2
	港湾係留施設(km)				0	35.0	35.0	3.2
火災	炎上出火(件数)				0	4	20	1
	延焼焼失(棟数)				0	0	3	0
人的被害	死者(人)				0	104	458	10
	負傷者(人)				0	1,104	3,171	383
	要救出者(人)				0	802	4,460	130
	要後方医療搬送者数(人)				0	110	317	38
	避難者数(人)				0	4,332	25,072	759

※注釈は略

(「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋)

(2) 想定される帰宅困難者数

① 想定

警固断層帯南東部を震源とする地震により公共交通機関等が遮断された場合

② 帰宅困難者数

最大約 19 万人（福岡市域）

③ 寄る辺のない帰宅困難者数

ア 天神地区 …最大約 20,500 人

イ 博多駅地区…最大約 17,500 人

※ 寄る辺のない帰宅困難者…職場・学校などに滞在可能な通勤・通学者を除いた帰宅困難者

(3) ～ (4) (略)

第2章 防災組織計画

第2節 災害対策本部の組織・運営

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和 38 年福岡市条例第 22 号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

1～2 (略)

3 対策本部

(1) 対策本部の組織

① 市長を対策本部長、副市長及び危機管理監を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。

なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。

② 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。

③ 部は、対策本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。

(2)～(7) (略)

4 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは、各区の区域内の災害応急活動を実施するため、区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は、各区役所庁舎内に設置する。

(3) (略)

5 機能別チーム

災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。

(1) 受援調整チーム（総務企画局，経済観光文化局）

(2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局，市民局，道路下水道局，港湾空港局，農林水産局）

(3) り災証明チーム（財政局，市民局，住宅都市局，区役所）

(4) 緊急医療調整チーム（保健福祉局，消防局）

6 組織及び事務分掌

(1) 市災害対策本部組織図

次頁のとおり

(2) 市災害対策本部事務分掌

① 機能別チーム

ア (略)

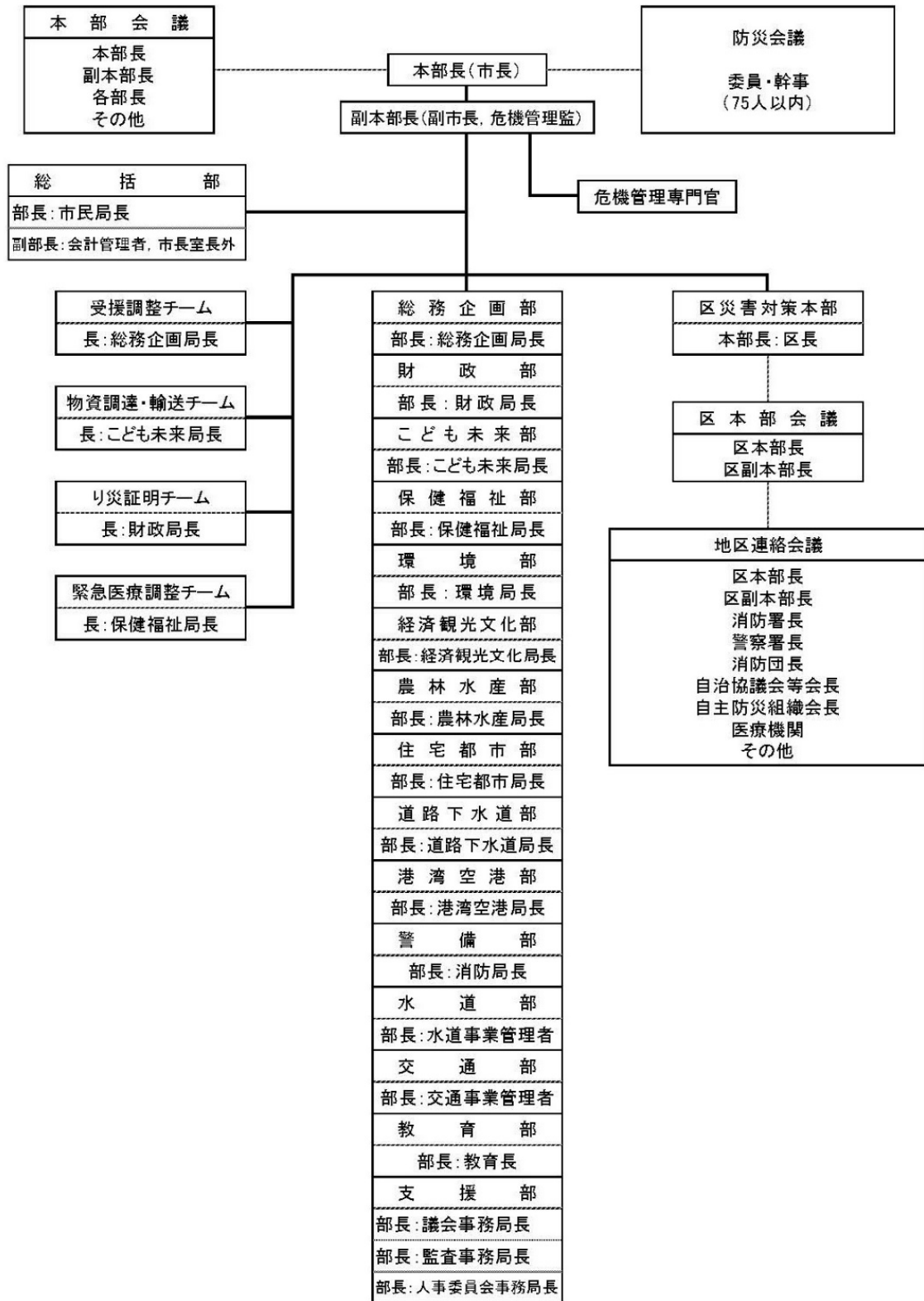
イ 物資調達・輸送チーム

構成局	主な事務分掌
こども未来局◎	○ <u>物資にかかる全般統制に関すること</u>
市民局	○ <u>協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関すること</u>
道路下水道局	○ <u>物流事業者等と連携した救援物資の供給に関すること</u>
港湾空港局	○ <u>救援物資の在庫状況の管理に関すること</u>
農林水産局	○ <u>救援物資輸送ルート選定に関すること</u>
	○ <u>救援物資の輸送にかかる自衛隊への支援要請及び調整に関すること</u>
	○ <u>市民・企業等からの救援物資の受け入れに関すること</u>

(◎主管局)

ウ～エ (略)

市災害対策本部組織図



第3章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

第1 災害予防及び災害時活動体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実、広域応援体制の充実を図っていく。

3 災害対策本部体制及び運営環境の整備

(1) (略)

(2) 防災資機材の整備

災害応急活動に必要な防災資機材等の整備計画を策定する。

(3) (略)

(4) 各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について、具体的、詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。

4 広域応援体制の整備

(1) 応援協定等締結都市との連携

「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21 大都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

(2) 防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制等必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

また、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 各業務における広域協力体制の推進

関係各部局において、他の自治体、団体等との協議会その他を通じて、防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図っていく。

第3節 被災者支援への備え

被災者への支援対策を充実するため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

第1 生活支援対策

災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材（以下「物資」という。）に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかける。

また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を

図る。

1 自主的備蓄の促進

市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品の最低3日分の備蓄に努めなければならない。

(1) 家庭における備蓄

① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。

なお、アレルギー対応食やミルク等、各個人の事情に合わせた備蓄についても呼びかけ、周知・普及を図る。

② 食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類、常備薬、お薬手帳その他必要な日用品をまとめ、いつでも持ち出せるように備えておくこと等を呼びかけ、周知・普及を図る。

(2) 企業等における備蓄

企業等については、災害時に従業員等を事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を最低3日分備えておくよう呼びかけ、周知・普及を図る。

2 公的備蓄

(1) 備蓄品目

① 食料

水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応した白粥、粉ミルクなどの備蓄を行う。

② 生活必需品

携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。

③ 資機材

発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。

(2) 備蓄数量

想定避難者数約25,000人分及び在宅避難者数5,000人分の食料を3日分備蓄する。

※ 想定在宅避難者とは、居宅で生活可能な者のうち、食料等の入手が困難な者のことをいい、他都市の算出方法を参考に、想定される在宅避難者数を算出。

(3) 備蓄場所

埋蔵文化財センター月隈収蔵庫の備蓄倉庫に物資を備蓄するとともに、避難所となる各小学校又は公民館において分散備蓄を行う。さらに、物資をより効率的に輸送、供給できるようにするために、市内各所での分散備蓄について検討していく。

3 流通備蓄

市において、災害時に調達する物資について、災害時応援協定を締結している企業等から調達物資に関する情報を定期的に把握しておく。

発災時における確実な物資の調達のため、企業等とのさらなる協定締結を推進していく。

第2 避難所・避難場所

1～5 (略)

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、都市再生安全確保計画に基づき、次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

(1) (略)

(2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。

(3)～(5) (略)

第7節 業務継続計画の策定

1 市における業務継続計画

市は、大規模な地震が発生した場合において、市民の生命、身体、財産を守り、生活の早期復旧を図るため、災害発生時にも行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策を実施する必要がある。同時に災害時であっても継続が求められる業務もあることから、あらかじめ、行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定し、職員の配備体制や応援体制等を定めた「福岡市業務継続計画」に基づき、大規模地震の発生に備え、平常時から全庁的に業務継続力の向上に努めることとする。

第5章 震災応急対策計画

第6節 物資の供給・輸送対策

第1 物資の供給・輸送対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。

1 食料の供給 (こども未来局, 農林水産局, 区役所, 九州農政局福岡県拠点)

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

(1) 食料の調達

① 調達方法

ア 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、1人当たり3食の割合で確保をする。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。

イ 調達先、手順

区ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府所有米穀の提供を依頼するとともに、市内の食糧取扱業者に必要量を発注する。災害発生当初においては、主として調理済み食料の発注を優先する。

このほか食料の調達に当たっては、農協、漁協等、中央卸売市場の協力を求め、生鮮食

料品等の確保に努めるとともに、災害時の食料供給協定締結の推進を図る。

② 調達品目

ア 主食

米飯（調理済み）、乾パン、調理パン、米穀（炊き出し用）、その他（カップラーメン等）

イ 副食

野菜類、肉類、その他

ウ その他

粉ミルク、牛乳、清涼飲料水、その他

(2) 食料の配給、炊き出し

① 供給の対象

ア 避難所等へ避難している避難者

イ 災害により食料の調達が困難となっている自宅生活者

② 供給量の基準

ア 1人1日3食

イ 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

③ 調達食料の配給

ア 配給の実施

調達した食料は、こども未来部の統括の下に区を単位として配分し、区から各避難所に配分する。

イ 供給方法

災害発生当初は、調理済み食料を中心として配給し、状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

2 (略)

3 生活必需品の供給（こども未来局、区役所、日本赤十字社、県）

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

(1) 生活必需品の調達

① 調達方法

ア 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量をとりまとめる。

イ 調達先、手順

調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。

② 調達予定品目の例

- ア 寝具類
毛布, 布団等
- イ 衣類
下着, 防寒具等
- ウ 光熱材料等
懐中電灯 (ろうそく), ライター (マッチ), ラジオ, 電池, 暖房具等
- エ 日用雑貨
タオル, 石けん, 歯磨き粉, 歯ブラシ, ちり紙, バケツ, 筆記用具等
- オ その他
紙おむつ, 哺乳びん, 生理用品, 化粧品等

(2) 生活必需品の配給

① 供給対象者

- ア 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者
- イ その他災害により日用品の調達が困難な者

② 供給・配分

ア 配給場所

日用品の配給は, 原則として避難所において行う。

イ 供給手順

区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。

③ 毛布等の配布

区内で保管している毛布を利用する。なお, 不足した場合は, 日赤福岡市地区本部に協力依頼する。

④ 日赤救援物資

日赤からの救援物資である毛布, 緊急セット, タオルセット, 医薬品セットについて, 必要数を確認の上, 日赤福岡市地区本部に依頼し, 配布する。

4 救援物資の受け入れ・供給

物流業者や自衛隊等と連携し, 救援物資の受入れ, 仕分け, 在庫管理, 避難所への配送を行う。また, ICTを活用して物資集配の効率化を図る。

(1) 避難場所等被災者への物資の搬送

① 物資の受入れ

国や自治体等からの救援物資については, 一次集積拠点において受入れる。市全体の被災状況を見て, 二次集積拠点の活用も検討する。

② 物資の輸送等

物資の荷卸し, 仕分け, 在庫管理, 輸送等にかかる業務は, 物流事業者や自衛隊と連携し行う。

(2) 物資の集積拠点

① 一次集積拠点

国や自治体等からの救援物資を受入れ, 荷卸し, 仕分け, 保管し, 二次集積拠点又は避難

所へ配送するための施設。

- ・埋蔵文化財センター月隈収蔵庫

② 二次集積拠点

一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ，荷卸し，仕分け，保管し，避難所へ物資を配送するための中継施設。

- ・民間の物流倉庫等

③ その他の救助用資機材，医薬品等

救助活動，応急復旧活動等に必要な資機材，医薬品等については，指示するところにより各消防署，保健福祉センター，その他の活動の拠点に集積する。

5 指定避難所以外の避難者対策

(1)～(2) (略)

(3) 食料等の提供

- ① 在宅避難者等への食料等の提供は，各避難所又は状況により地区の要所で行う。
- ② 提供の期間は，近隣商店や水道等の被災により，食料等の入手が困難な期間とする。
- ③ 指定避難所における食料等の提供については，当該指定避難所及び在宅避難者等も含めた地域全体のために行われていることについて，周知徹底を図る。

2 福岡市業務継続計画【震災対策編】平成28年4月

第4章 業務継続の課題と対応策

第2節 執務環境の確保

1～5 (略)

6 食料、飲料水等

(1) 現状

業務継続においては、職員の生活支援が必要となり、食料や飲料水等の確保が重要となるが、全庁的に職員用の食料等の備蓄は、ほとんどなされていないが、一部の区では、毛布等の備蓄や、概ね職員1日程度の食料等が確保されているところがある。

(2) 課題

職員用の食料、飲料水等の備蓄は、ほとんどなされていないため、災害発生後、流通備蓄等による外部からの支援物資等が届くまでは、職員に食料等がほぼ提供されない状況が生じることから、職員用食料等の備蓄の取組みが課題である。

また、貯水槽、高置水槽、配管等の耐震性が低い拠点施設では、地震時に貯水槽等の水が利用困難となる可能性がある。また、その他の拠点施設でも、揚水ポンプ等への電力供給が停止する場合には水の利用に支障を伴う。

(3) 今後の取り組み

① 食料、飲料水等の自主的確保の推奨 (防災・危機管理部, 各局区)

職員用の食料、飲料水等の備蓄はほとんどなされていないことから、短期的に十分な備蓄量を確保することは容易でないため、初動段階においては、各職員が自主的に食料、飲料水等を確保し、持参して参集することを推奨・周知することにより、食料等の確保につなげる。

② 職員用の飲料水・食料等の備蓄 (防災・危機管理部, 各庁舎管理担当課)

発災後、非常時優先業務に従事する職員用の食料、飲料水等の備蓄について、必要量や配備場所等を含め、備蓄の実施について検討する。

また、飲料水については、貯水槽等の耐震性に課題がある庁舎においては、貯水槽等の耐震化や備蓄等の検討を進める。

7 トイレ

(1) 現状

本庁舎では、建物を原因とした上水給水設備被害のリスクは低い。また、本庁舎までの上水配水管(供給)については、耐震化が実施されており、長期断水のリスクも低いものの外部的要因により一定期間の断水の可能性がある。

想定地震では、福岡市内で広域的に断水が発生するため、各拠点施設でも長期的に断水する可能性が高い。

各施設には、上水道の貯水槽及び高置水槽が設置されており、被災後、水の供給が停止した場合、水槽自体が被災しなければ、その残量を飲料及びトイレ用水として使用することが可能である。

なお、本庁舎において、職員用の便袋等の災害時トイレ対策はなされているが、十分な量は確

保できていない。

(2) 課題

貯水槽，高置水槽，配管等の耐震性が低い拠点施設では，地震時に貯水槽等の水が利用困難となる可能性がある。また，その他の拠点施設でも，揚水ポンプ等への電力供給が停止する場合には水の利用に支障を伴う。

また，下水管路等の損傷により，トイレが使用できなくなる可能性があることから，職員用の便袋等の備蓄等の災害時トイレ対策が課題である。

(3) 今後の取り組み

① 断水時の貯水槽の活用方法の検討（各庁舎管理担当課）

貯水槽等がある施設の管理者は，被災時における水槽の使用可否の判断方法を含めた残量使用にあたってのルールについて，検討する。

② 職員用の簡易トイレの備蓄（防災・危機管理部，各庁舎管理担当課）

発災後，非常時優先業務に従事する職員用の簡易トイレの備蓄について，必要量や配備場所等を含め，備蓄の実施について検討する。

なお，災害用トイレについては，市民用備蓄物資の更新に伴い不要となる物資の転用を検討する。

8～9（略）

3 大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定）（抜粋）

6 物資の調達

(1) 趣旨

1) 大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

2) このような大規模地震発生時には、国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）

(2) 各防災関係機関の役割（表7）※一部のみ抜粋

被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され，引渡された物資を避難者に対し供給する。 ・ 地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行う。
-------	---

(3) (略)

(4) プッシュ型支援による物資調達

1) 対象品目

① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、食料，毛布，乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー，生理用品の8品目を基本とし，被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。

2) ①～⑥ (略)

3) 8品目の必要量

① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し，国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに，必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。

② プッシュ型支援の必要量は，大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。

③ 食料については，調理不要の食品を中心に，事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。

④ 毛布については，消防庁は地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。

⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては，経済産業省による調達に加え，消防庁は，地方公共団体の公的備蓄からの最大限の確保を行うものとする。

(調達するトイレの種類)

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ, 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後は、し尿をパックし処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例 (1 ケース 200 回分) 縦 360×横 570×高さ 460mm 約 13kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源と汲み取りを必要としない。	活用不可。 別途、囲いを確保するよう配慮する。	※参考例 (1 ケース 1 台分) 縦 390×横 385×高さ 145mm 約 2. 6kg

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	避難所避難者数 × 3 食 × 1. 2 ²⁶
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数 2 枚 －被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0 歳人口比率 ²⁷ × 一人 1 日当たり必要量 ²⁸ × 4 日間
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0～2 歳人口比率 ²⁷ × 一人 1 日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合 0. 005 ²⁹ × 一人 1 日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
携帯トイレ・簡易ト イレ	避難所避難者数 上水道支障率	避難所避難者数 × 上水道支障率 ³⁰ × 一人当たり使用回数 5 回/日 × 4 日間
トイレットペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人 1 日当たり必要量 0. 18 ³¹ 巻 × 4 日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数 × 12～51 歳女性人口比率 ²⁷ × 一人 1 期間 (7 日間) 当たり必要量 30 枚 × 1/7 ³² × 1/4 ³³ × 4 日間

26 食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

27 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

28 必要量は、乳児用粉ミルクの場合は 140 g、乳児用液体ミルクの場合は、1リットルとする

29 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

- 30 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災都道府県ごとの断水人口の割合（断水率）
- 31 トイレtpーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- 32 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
- 33 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの
- (5) ~ (13) (略)

4 大規模災害発生時における 地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））（抜粋）

1章 はじめに

1.1 本「手引き」の目的

[業務継続計画に特に重要な6要素]

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。「ガイド」では、市町村はこれらの6要素（表1-1）についてあらかじめ定めておくものとしている。

表 1-1 業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

5 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月内閣府男女共同参画局）（抜粋）

第1 基本的な考え方

1～3（略）

4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

東日本大震災の避難所において、間仕切り用パーティションや更衣室がないため、布団の中で周りの目を気にしながら着替えなければいけなかったことや、街灯がなく暗い屋外のトイレを利用することに不安を感じていたこと、などが報告された。

男女の人権を尊重して、避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全な男女別トイレ、授乳室等の整備、安心して相談や診察等を受けられることができるスペースの整備等を行うことが重要である。

5～7（略）

第2 各段階において必要とされる取組

1～2（略）

3 避難所

（1）避難所の開設 ※一部のみ抜粋

○ 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性や女性のみ世帯等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

4～8（略）

6 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府（防災担当））（抜粋）

II. トイレの確保・管理に関する基本的な考え方

1 災害用トイレの確保にあたって

(1) ～ (3) (略)

(4) 計画づくり

災害時のトイレを確保するためには、平時に災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備の推進や、災害時にトイレを調達するための手段の確立等、計画的に実施することが求められる。

これらの結果として、「災害時のトイレ確保・管理計画」として取りまとめ、周知、徹底を図ることも期待される。

2 (略)

3 トイレの個数（目安）

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

・災害発生当初は、避難者約50人当たり1基

・その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基

・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

ただし、これらは目安であり、避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

また、避難者等の状況を踏まえつつ、以下の点にも留意する必要がある。

① トイレは発災直後から必要であることから、最低限必要な個数を備蓄し、その後のニーズに応じて数を確保し、快適性の確保を図ること。

② トイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障害者、高齢者、女性や子供に使用させる等の工夫に努めることが必要である。

なお、避難所のトイレをすべて備蓄で賄うことは現実的ではなく、発災時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結する等、連携体制を強化し、災害時に円滑に運用することが重要である。

4～5 (略)

7 福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）（抜粋）

第3章 公助による備蓄・調達

第1節 市町村

第1～第5（略）

第6 災害対応職員用の備蓄

災害対応職員を対象とした3日分以上の飲料水，食糧，活物資の備蓄に努める。